・・・家畜保健衛生所だより第14号・・・

改正家畜伝染病予防法が10月1日から施行され、特定の症状を示した家畜を発見した獣医師又は 所有者は、速やかに家畜保健衛生所へ届け出なければならないことになりました(第13条の2)。

対象疾病:口蹄疫

対象家畜:牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし

特定症状:

- 1 ① 39.0℃以上の発熱を示した家畜が、
- 1-② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、
- 1-③ かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房(以下「口腔内等」という。)のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕(外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。)を呈している場合
 - ※鹿にあっては、1-①及び1-③を呈している場合。
- 2. 同一の畜房(単飼の場合にあっては、同一の畜舎)内において、その口腔内等に水疱等を呈している 家畜が複数頭存在している場合
 - ※単飼:1頭ごとに飼養することをいい、スタンチョンを用いたつなぎ飼いを含む。
- 3. 同一の畜房内において、**哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡**した場合(単飼の場合にあっては、 隣接する畜房において、複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡した場合)
 - ※上記の症状を呈している原因が、不適切な飼養管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等明らかな場合を除く。





特定症状の例





家畜の病気に関するご相談、お問い合わせは・・・山梨県西部家畜保健衛生所へ



| 0551-22-0771(休日・夜間は、090-5564-1018、090-5568-0817)